

平成 25 年 12 月 20 日

お客様各位

信用取引の契約締結前交付書面(美らネット 24)変更について

安藤証券株式会社

美らネット 24 では、信用取引制度変更に伴い、下記のように信用取引の契約締結前交付書面を変更いたします。

「信用取引の契約締結前交付書面(美らネット 24)」新旧対照表

下線部を追加・変更又は削除します。

新	旧
委託保証金について - 信用取引を行うにあたっては、委託保証金（有価証券により代用することが可能です。）を担保として差し入れていただきます。 - 委託保証金は、売買代金の40%以上で、かつ30 万円以上が必要です。また、有価証券により代用する場合の有価証券の種類、代用価格等は、下記「代用有価証券の種類、代用価格等」に定めるところによります。 <u>建玉の一部または全部を反対売買により決済約定後、決済した建玉に係る委託保証金を保証金勘定から引き出すことができます。</u> <u>建玉の一部または全部を反対売買により決済約定後、決済した建玉に係る委託保証金を他の新規建て取引に充当することができます。</u> <u>反対売買による未受渡の決済利益は、委託保証金率を計算する場合には受入保証金に含めることができますが、受渡日が到来するまでは保証金勘定から引き出すことができません。</u>	委託保証金について - 信用取引を行うにあたっては、委託保証金（有価証券により代用することが可能です。）を担保として差し入れていただきます。 - 委託保証金は、売買代金の40%以上で、かつ30 万円以上が必要です。また、有価証券により代用する場合の有価証券の種類、代用価格等は、下記「代用有価証券の種類、代用価格等」に定めるところによります。

(中略)

信用取引のリスクについて

信用取引は、少額の委託保証金で多額の取引を行うことができることから、時として多額の損失が発生する可能性を有しています。したがって、信用取引の開始にあたっては、下記の内容を十分に把握する必要があります。

(中略)

- 信用取引により売買した株券等のその後の値動きにより計算上の損失が生じたり、代用有価証券の価格が値下がりすること等によって、委託保証金の現在価値が売買代金の30%未満となった場合には、40%にしてくださいのための不足額を所定の期日までに当社に差し入れていただくか、または、当社が定める方法により建玉（信用取引のうち決済が終了していないもの）の一部又は全部を反対売買により決済していただく必要があります。
- 所定の期日までに不足額を差し入れない場合、または、当社が定める方法により建玉（信用取引のうち決済が終了していないもの）の一部又は全部を反対売買により決済されない場合、並びに、約諾書の定めによりその他の期限の利益の喪失の事由に該当した場合には、損失を被った状態で建玉（信用取引のうち決済が終了していないもの）の一部又は全部

(中略)

信用取引のリスクについて

信用取引は、少額の委託保証金で多額の取引を行うことができることから、時として多額の損失が発生する可能性を有しています。したがって、信用取引の開始にあたっては、下記の内容を十分に把握する必要があります。

(中略)

- 信用取引により売買した株券等のその後の値動きにより計算上の損失が生じたり、代用有価証券の価格が値下がりすること等によって、委託保証金の現在価値が売買代金の 30%未満となった場合には、40%にしてくださいのための不足額を所定の期日までに当社に差し入れていただく必要があります。
- 所定の期日までに不足額を差し入れない場合や、約諾書の定めによりその他の期限の利益の喪失の事由に該当した場合には、損失を被った状態で建玉（信用取引のうち決済が終了していないもの）の一部又は全部を決済（反対売買または現引・現渡）される場合もあります。更にこの場合、その決済で生じた損失についても責任を負うことになります。

を決済（反対売買または現引・現渡）される場合もあります。更にこの場合、その決済で生じた損失についても責任を負うことになります。 （以下 省略） 付則 この改正は、平成 25 年 1 月 4 日から 施行する。	（以下 省略）
--	----------------